

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊古河駐屯地
第341会計隊長 中島 一護

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

1 一般競争に付する事項

件名等	規格	単位	備考
(使用済み)トラッククレーン(神戸製鋼)	別紙使用履歴書のとおり		故障あり 付属品:スペアタイヤ×1個

- (2) 引 取 完 了 期 限 代金納付の日から5日以内(令和6年10月1日までに搬出)とし、引取りに際し買受人は代金納付完了の証明(納入告知書)を会計隊長へ一度提出し、会計隊長の承認を得た後に引取りを行うものとする。
- (3) 引 取 場 所 陸上自衛隊古河駐屯地 茨城県古河市上辺見1195

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格(令和4・5・6年度)の資格審査結果通知を受けた者のうち、「物品の買受け」で等級C以上に格付され、競争参加地域が関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から取引停止の措置を受け、現在その期間中の者でないこと。
- (5) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する物品購入等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (6) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する物品購入等から排除するよう依頼があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は、陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

- 3 現 場 説 明 会 令和6年9月2日～同年9月4日(09:00～15:00)までの間で実施する。
なお、現場説明会参加する者は、8月30日までに入札担当者までに連絡すること。
説明会の実施時期については、入札担当者より連絡する。

4 入 札

- (1) 入 札 日 時 令和6年9月10日 13:30
- (2) 入 札 会 場 陸上自衛隊古河駐屯地 会計隊 入札室

5 入 札 条 件

- (1) 入 札 書 郵便による入札は入札日前日の17時までを到着期限とする。封筒の表面に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と記載するものとする。なお、送達者の責により到着の確認をすること。
- (2) 入 札 金 額 入札書には消費税相当額を含んだ金額を記載すること。

6 落札決定方法

- (1) 総額。予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格を超え、かつ最高の価格をもって入札をした者を落札者とする。落札となるべき者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

7 保証金

- (1) 入札保証金 免除
(2) 契約保証金 免除

8 違約金

- (1) 落札者が契約を結ばない場合、入札金額の100分の5以上を徴収する。
(2) 落札者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を徴収する。

9 遅延賠償 遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1以上を徴収する。

10 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札
(2) 入札者名、押印及び入札金額が識別しがたい場合
(3) 電信、電話、ファックス等による入札
(4) 郵便入札で入札日前日の17時までに担当者の手元に到着しなかった入札
(5) その他入札に関する条件に違反した場合

11 契約書の作成 落札者は落札決定後、遅滞なく、契約書を作成するものとする。

12 注意事項

- (1) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする
(2) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
(3) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
(4) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うものとする。

13 代金納付 納入告知書による納付とする。

14 その他

- (1) 委任状 **代表者でない者が入札する場合、入札時に委任状を提出すること。**
(2) 資格審査結果通知 入札時までに全省庁統一資格の資格審査結果通知の(写)を提出すること。
(3) 参加意思の表示 入札への参加希望者は、入札日前日の12時までに下記連絡先へ意思表示をするものとする。

連絡先

〒306-0234 茨城県古河市上辺見1195 陸上自衛隊古河駐屯地
第341会計隊 契約班長 西國原(にしこくばる) 電話0280-32-4141(内線387)